

あきたオレンジ大使（認知症希望大使）設置要領

（趣旨）

第1 「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる社会づくりを目指し、認知症の人本人が思いを発信することで、広く認知症に対する理解を深めるための活動を行う認知症希望大使「あきたオレンジ大使」（以下「大使」という。）を設置する。

（委嘱及び任期）

第2 秋田県内在住の認知症になっても自分らしく暮らしている人で、認知症の普及啓発活動に意欲があり知事が適任と認める者とする。
2 任期は委嘱日から2年とし、任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げないものとする。

（活動内容）

第3 県及び市町村等が依頼する認知症理解のための普及啓発活動のうち、大使本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行う。

（1）県及び市町村等が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力

県及び市町村等が開催する講演会の講師、パネリスト、県広報紙等への寄稿、その他の普及啓発活動を行う。

（2）キャラバン・メイトへの協力

認知症サポーター養成講座の講師役を担うキャラバン・メイト養成講座において、それまでの体験や希望、必要としていること等を自らの言葉で発信する。

（3）その他県や大使本人が必要と認めた活動

市町村や認知症家族会等の関係団体からの依頼による活動への協力を行う。

（活動依頼）

第4 県が大使の活動を希望するときは、大使本人又は支援者に依頼する。

2 市町村や関係機関が大使の活動を希望するときは、原則活動希望日の4週間前までに別紙1「活動依頼書」を県に提出する。県は、内容に応じて大使本人又は支援者と調整を行い、活動を希望する大使を紹介する。

3 依頼元の市町村や関係機関は、紹介のあった大使又は支援者に直接活動の依頼を行い、活動終了後、原則1週間以内に別紙2「活動報告書」を県に提出する。

（謝礼）

第5 県が依頼する活動については、活動を行った大使及び支援者（1名まで）に謝礼及び旅費を別途定める基準により支払う。

2 1以外の活動については、依頼元の基準による。

附則

この要領は、令和5年9月29日から施行する。